

毎月の使用料金は

どれくらいになりますか？

基本使用料、水道水利用は10^m³使用まで、水道水以外利用は定額とし、1使用者当たり1,500円とする。(参考：公共下水1,300円)

◆超過使用料

- ・水道水利用及び計測メーターを設置した水道水以外利用(消費税抜き)

表1

区分	超過使用料(1 ^m ³当たり)				
	10 ^m ³超 20 ^m ³まで	20 ^m ³超 30 ^m ³まで	30 ^m ³超 40 ^m ³まで	40 ^m ³超 50 ^m ³まで	50 ^m ³超
一般水 (公共下水)	150円 (140円)	160円 (150円)	170円 (160円)	180円 (170円)	190円 (180円)

※ 使用料の算定方法は、上記一覧表により使用月ごとに算定した額に100分の105を乗じて得た額とする。ただし、10円未満の端数は切り捨てる。

※ 下段は参考数値として公共下水の使用料を記載

- ・水道水以外利用(計測メーターの設置無しの場合)
1使用者当たりの世帯人員から1名を減じた数に600円を乗じて得た額とする。
(参考：公共下水は1世帯につき一律1,860円加算)

◆水道水と水道水以外の併用

水道水利用と水道水以外利用それぞれにおいて算出した額を合算した額とする。ただし、水道水以外の部分の基本使用料は合算しない。

〈計算実例比較〉

試算条件設定

6^m³/人・月とし、併用時は、水道水利用と水道水以外利用の割合を半々とする。

表2

(単位：円、消費税込)

区分	1人	2人	3人	4人	5人
水道水のみ	1,570	1,890	2,830	3,820	4,830
水道水以外のみ	1,570	2,200	2,830	3,460	4,090
併用	1,570	2,200	2,830	3,780	4,880
人数割分	0	630	1,260	1,890	2,520
従量分(超過)	0	0	0	315	787

(計算例)

①水道水のみ利用世帯、水道水使用量35^m³/月の使用料

[基本使用料1,500円+超過使用料{(10^m³超20^m³まで)150円/1^m³×10^m³+(20^m³超30^m³まで)160円/1^m³×10^m³+(30^m³超35^m³まで)170円/1^m³×5^m³}]×1.05

=5,722.5円

≒5,720円(10円未満切捨て)

②水道水のみ利用世帯、水道水使用量27^m³/月の使用料

[基本使用料1,500円+超過使用料{(10^m³超20^m³まで)150円/1^m³×10^m³+(20^m³超30^m³まで)160円/1^m³×7^m³}]×1.05

=4,326円

≒4,320円(10円未満切捨て)

③併用世帯、世帯人員5人、水道水使用量35^m³/月の使用料

[基本使用料1,500円+超過使用料{(10^m³超20^m³まで)150円/1^m³×10^m³+(20^m³超30^m³まで)160円/1^m³×10^m³+(30^m³超35^m³まで)170円/1^m³×5^m³]+水道水以外分{600円/人×(5-1)人}]×1.05

=8,242.5円

≒8,240円(10円未満切捨て)